

○たつの市工事等検査規程

平成20年11月25日

訓令第8号

(趣旨)

第1条 この訓令は、本市が発注する工事及び測量、設計等の業務委託に係る検査に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査員 工事検査担当又は工事担当課長をいう。
- (2) 工事検査担当 工事検査担当課において工事検査業務に従事する職員をいう。
- (3) 工事担当課長 当該工事を所管する課等の長をいう。
- (4) 監督員 たつの市契約規則(平成17年規則第40号。以下「規則」という。)第41条第1項に規定する監督員をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類及びその内容は、次に定めるところによる。

- (1) 完成検査 工事の完成を確認するための検査
- (2) 部分完成検査 工事の施工途中において、工事の完成部分の使用を必要とする場合に行う当該完成部分を確認するための検査
- (3) 出来高検査 工事の施工途中において、部分払いの必要がある場合に行う工事の既済部分を確認するための検査
- (4) 中間検査 工事の施工途中において、必要に応じて、契約の履行の状況を確認するための検査

(検査の実施区分)

第4条 検査は、規則第45条第1項の規定により職員以外の者に委託する場合を除くほか、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に掲げる検査員が行う。

- (1) 契約金額が200万円を超える工事 工事検査担当
- (2) 前号に掲げる以外の工事 工事担当課長

2 前項の規定にかかわらず、工事検査担当は、必要と認めるときは協議のうえ、工事担当課長に検査を代行させることができる。

(検査の実施)

第5条 工事検査担当課は、工事担当課長から検査依頼を受けた場合又は中間検査の必要があると認める場合は、速やかに検査を行わなければならない。

(検査の立会い)

第6条 検査員は、当該工事の監督員及び請負人又はその代理人の立会いのうえ、検査を行わなければならない。

(検査の方法)

第7条 検査は、工事請負契約書、設計書、図面、仕様書その他関係書類に基づいて行うものとする。

- 2 検査員は、検査に当たり必要と認めるときは、工事の請負人に対して検査目的物の一部の破壊その他の措置、当該工事に係る書類若しくは資料の提出又は工事に関する説明を求めることができる。

(検査の中止等)

第8条 検査員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、検査を中止することができる。

- (1) 請負人が検査員の指示に従わないとき、又は検査を妨害したとき。
 - (2) 検査に立ち会うべき者が立ち会わないとき。
 - (3) その他適正な検査ができないと認めるとき。
- 2 検査員は、前項の規定により検査を中止した場合は、直ちに市長に報告するとともに、必要な措置をとらなければならない。

(検査合格の場合の措置)

第9条 検査員は、検査の結果、工事が契約の内容に適合したものであると認める場合は、検査報告書(様式第1号)を作成し、工事担当課長に送付するとともに、完成検査調書(様式第2号)、部分完成検査調書(様式第3号)、出来高検査調書(様式第4号)又は中間検査調書(様式第5号)を作成し、市長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、検査員は、部分完成検査において、請負代金の支払いを伴わない場合は、同項に規定する部分完成検査調書の作成を省略することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による報告を受けた場合は、完成検査結果通知書(様式第6号)により請負人に通知しなければならない。

(検査不合格の場合の措置)

第10条 検査員は、検査の結果、工事が契約の内容に適合しないものであると認める場合は、直ちに手直し、改造、取換え等是正を要する事項を検査報告書により、工事担当課長に通知しなければならない。

- 2 検査員は、手直し工事が完了した場合は、手直し等の完了について再検査を行わなければならない。

(検査を委託して行った場合の措置)

第11条 規則第45条の規定により検査員以外の者に委託して検査を行わせ、検査結果の報告を受けた場合においては、第9条及び第10条の規定を準用する。この場合において、第9条第1項及び第10条第1項中「検査の結果」とあるのは「委託による検査の結果」と読み替えるものとする。

(検査台帳)

第12条 検査員は、検査の結果を明確にしておくため、検査台帳（様式第7号）を工事ごとに作成しなければならない。

(工事の成績評定)

第13条 検査員は、工事完成検査終了後、別に定める工事成績評定実施要領により、工事成績の評定を行わなければならない。

(検査員の心得)

第14条 検査員は、検査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 常に公平かつ厳正な態度であること。
- (2) 正確な資料又は事実に基づいて厳正に考察すること。
- (3) 業務の遂行に支障を与えないように配慮すること。
- (4) 不正又は不当の行為を発見した場合は、その原因について十分な考察を行うこと。

(緊急措置)

第15条 検査員は、検査に当たり事態が重大で、かつ、処理に急を要すると認められる事項があるときは、直ちに市長に報告するとともに、必要な措置をとらなければならない。

(業務委託に係る検査への準用)

第16条 第2条から前条までの規定は、測量、設計等の業務委託に係る検査について準用する。この場合において、これらの規定中「工事」とあるのは、「業務委託」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、業務委託に係る検査については、第13条に規定する成績評定を省略することができるものとする。

(補則)

第17条 この訓令に定めるもののほか、検査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月1日訓令第2号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

検査報告書

年 月 日

工事担当課長 様

検査員職氏名

次の工事の検査を行った結果について報告します。

年 度	年度	工 事 番 号	
検 査 の 種 類			
工 事 名 称			
工 事 場 所			
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日		
契 約 金 額			
完 成 届 出 日	年 月 日		
検 査 日			
検査員職氏名			
工事担当課長			
立 会 人	請 負 人		
	監督員職氏名		
工 事 成 績	評定点数 点		
検 査 結 果			

様式第2号（第9条関係）

完成検査調書 次の工事は、所定の設計書、図面及び仕様書のとおり完成していることを認めます。 年 月 日 検査員職氏名			
年 度	年度	工 事 番 号	
工 事 名 称			
工 事 場 所			
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日		
契 約 金 額			
支 払 済 金 額			
今回支払金額			
完 成 日	年 月 日		
工事担当課長			
立 会 人	請 負 人		
	監督員職氏名		
検 査 日	年 月 日		
検 査 所 見			

様式第3号（第9条関係）

部分完成検査調書 次の工事は、所定の設計書、図面及び仕様書のとおり部分完成していることを認めます。 年 月 日 検査員職氏名			
年 度	年度	工 事 番 号	
工 事 名 称			
工 事 場 所			
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日		
契 約 金 額			
部分完成金額		契約金額に対する部分完成歩合	
支 払 済 金 額			
今回支払金額			
工事担当課長			
立 会 人	請 負 人		
	監督員職氏名		
検 査 日	年 月 日		
検 査 所 見			

様式第4号（第9条関係）

出来高検査調書				
次の工事は、所定の設計書、図面及び仕様書のとおり出来高が完成していることを 認めます。				
年 月 日				
検査員職氏名				
年 度	年度	工 事 番 号		
工 事 名 称				
工 事 場 所				
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日			
契 約 金 額	(A1) 当該年度出来高予定額 (契約金額) ()			
出 来 高 金 額	(B1) 今回出来高予定額 ()	(B0) 過年度出来高累計 ()	出来高歩合	%
前 金 払 金 額	(C1) 当該年度前金払金額 ()	(C0) 過年度出来高累計 ()		
部 分 払 済 額	(D1) 当該年度部分払済額 ()		(D0) 過年度部分払累計 ()	
	第1回		第3回	
	第2回		合計 (D1)	
B1×9/10－(B1－B0) ×C1/A1－(C0+D0) = (E)				
(E) － (D1)				
今回支払金額	当該年度支払限度額 ()			
内 訳 明 細	別紙内訳明細書のとおり			
工事担当課長				
立 会 人	請 負 人			
	監督員職氏名			
検 査 日	年 月 日			
検 査 所 見				

様式第5号（第9条関係）

中間検査調書						
年 月 日						
検査員職氏名						
年 度	年度	工 事 番 号				
工 事 名 称						
工 事 場 所						
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日					
契 約 金 額						
工 事 担 当 課 長						
立 会 人	請 負 人					
	監 督 員 職 氏 名					
予定出来高		%	出来高		%	
1 工事の進行状況		工程より		早い	順調	遅い
2 施工状況						
区分	優劣	優れている	良好	普通	やや不良	不良
資 材 の 管 理 調 達						
現 場 管 理	工 程 管 理					
	技 術 管 理					
	安 全 対 策					
施 工 技 術	施 工 能 力					
	出 来 形					
現 地 対 策						
その他の意見						

様式第 6 号（第 9 条関係）

完成検査結果通知書			
第 号		年 月 日	
様		たつの市長 印	
下記の工事は完成検査の結果合格しましたので、契約約款第 3.1 条第 2 項の規定により通知します。			
年 度	年度	工 事 番 号	
工 事 名 称			
工 事 場 所			
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日		
契 約 金 額			
完 成 届 出 日	年 月 日		
検 査 日	年 月 日		
工 事 成 績 評 定 点	点（基準点 6.5 点、項目別評定点は、別紙のとおり）		
備 考			

注：この評定の内容については、この通知を受けた日から起算して 14 日以内に、書面により、市長に対し説明を求めることができます。

記載事項は、日付、会社名（印）、工事番号、工事名称、現場代理人氏名、説明を求める内容等とし、工事検査担当課までお問い合わせください。

様式第7号（第12条関係）

検 査 台 帳

	年度	工 事 番 号			工 種		
工 事 名 称					前金払	部分払	
工 事 場 所							
履 行 期 間	着 手	完 成					
	当 初	当 初	第1回変更	第2回変更	第3回変更	第4回変更	第5回変更
契 約 金 額	当 初	最 終	第1回変更	第2回変更	第3回変更	第4回変更	第5回変更
工事担当課			監 督 員				
請 負 者							
現場代理人				主任技術者			
検 査 等 の 経 過	検査等の種類		完成	部分	出来高1	出来高2	出来高3
	検 査 日						
	台 帳 番 号						
	完 成 届 出 日						
	立会者	担 当 課					
		請 負 者					
	検 査 員						
	合 否						
	支 払 金 額						
	検 査 結 果						
	検査等の種類		中間1	中間2	中間3	中間4	中間5
	検 査 日						
	台 帳 番 号						
	完 成 届 出 日						
	立会者	担 当 課					
		請 負 者					
	検 査 員						
	合 否						
	支 払 金 額						
	検 査 結 果						

様式第1号 (第9条関係)
様式第2号 (第9条関係)
様式第3号 (第9条関係)
様式第4号 (第9条関係)
様式第5号 (第9条関係)
様式第6号 (第9条関係)
様式第7号 (第12条関係)